

介護保険料が変わります

介護保険料は、40歳以上の方から納めていただき、介護が必要になった方へのサービスや介護を予防するための費用として使われ、高齢者の介護を社会全体で支えています。

介護保険料は、3年ごとに見直され、今年度からは第5期介護保険事業計画（平成24年度～26年度）の新しい保険料になります。

介護保険料基準額は

年額58680円
(月額4890円)

保険料については、高齢者人口や要介護・要支援者の増加、サービスの増加などにより、3年間で約80億円の給付額が見込まれ、市では対策として、所得に応じた適正な保険料負担の趣旨から、所得段階設定をこれまでの6段階区分から8段階区分とします。また、保険料の増高に対応して介護給付費準備基金の積立金を適正水準に保つため、積立金の取り崩しを行いました。

介護保険の財源は

介護が必要な方の介護サービス費用を賄うための財源は、保険料と公費で半分ずつ賄われ、

●介護保険の財源構成(利用者負担は除く)

保険料		公費		
65歳以上の方	40～64歳の方の保険料	国の負担	県の負担	市の負担
21%	29%	25%	12.5%	12.5%

保険料のうち21%が65歳以上の方の保険料となっています。また、65歳以上の方の保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに決まります。

●基準額の算出方法

$$\text{基準額(年額)} = \text{市に必要な介護サービスの費用} \times \text{65歳以上の方の負担割合(21\%)} \div \text{市内に住む65歳以上の方の人数}$$

58問 伊奈庁舎介護福祉課 ☎ 2111(内線1173)

●所得段階別保険料(8段階)

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護を受給している人	基準額×0.50	29,340円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	29,340円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	44,010円
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.88	51,630円
	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えている人	基準額	58,680円
第5段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	73,350円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上350万円未満の人	基準額×1.50	88,020円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	基準額×1.75	102,690円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	基準額×1.90	111,490円